

中心市街地活性化事業に関する支援策について (中小企業関係・平成16年度)

1. 中小小売商業高度化事業に対する支援策(ハード事業に対する支援)

補助金等の支援策

| 支 援 策 | 事 業 内 容 |
|--------------------|---|
| リノベーション補助金 | <p>法第4条第5項に掲げる商店街振興組合等の事業主体が、法の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画に基づき行う、中心市街地等の商店街・商業集積の活性化に資する施設(駐車場、アーケード、ファサード、街路灯、コミュニティ施設、店舗(テナントミックス)に資するものに限る)等の整備に必要な事業資金の一部を補助。</p> <p>補助率：国1/3 県(市町村)1/3 事業者1/3</p> |
| 中小企業基盤整備機構による高度化融資 | <p>法第4条第5項に掲げる商店街振興組合等の事業主体が、法の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画に基づき行われる、中心市街地等の商店街・商業集積の活性化に資する施設(駐車場、アーケード、ファサード等の一般公衆利便施設の設置に必要な事業に対して、一定の条件により融資。</p> <p>融資割合：貸付対象事業費の8割以内 利 率：無利子 償還期限：20年以内</p> |

法律上の支援策

| 支 援 策 | 事 業 内 容 |
|-----------------------|--|
| 中小企業信用保険法の特例(法第26条) | <p>経営基盤が脆弱な中小企業者が、多額の資金を必要とする中小小売商業高度化事業計画等を実施する際に、中小企業者の信用力を補完するために、信用保険の特例(付保限度額の拡大、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げ)を設け、資金調達を容易にするもの。</p> |
| 課税の特例(法第33条) | <p>経営基盤が脆弱な中小企業者が、中小小売商業高度化事業計画等に従って駐車場、アーケード、コミュニティ施設等の施設整備を行った場合、初年度8%(商業基盤施設は12%)を上乗せして減価償却できる。()</p> |
| 地方税の不均一課税に伴う措置(法第34条) | <p>地方公共団体が、商業基盤施設の整備にかかる高度化事業の実施を促進するために、中小小売商業高度化事業の実施に関し不動産取得税及び固定資産税の不均一課税等の税の減免措置をを行った場合、地方交付税による減収補填措置を行うもの。</p> |

この他にも、上記施設整備における土地取得における土地譲渡者の譲渡所得の1,500万円控除の特例、等の税制支援措置有り。

2. ソフト事業に対する支援策

(1) TMOに対する支援策

| 支援策 | 事業内容 |
|-----------------------|---|
| 商業タウンマネージメント計画策定事業 | TMO又はその機能を担おうとする中小企業関係団体が、中心市街地のテナント・ミックスの管理等のための具体的な計画を策定するために必要な調査研究(消費者ニーズ調査、協議会の設置、事業計画の立案・調整、再開発計画のシミュレーション等)を行う場合に補助。 補助率：国1/3 市町村1/3 TMO1/3 |
| TMO自立支援事業 | ・自立支援事業...TMOがその経営基盤確立のために行う駐車場経営、特産品販売、テナントリーシング事業等の中心市街地活性化に資する事業を支援。 ・タウンマネージメント事業...TMOによる中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営することができるような専門人材の活用事業を支援。 補助率：国1/3 市町村1/3 TMO1/3 |
| 中小企業基盤整備機構による専門人材派遣事業 | 中小企業基盤整備機構に登録された中心市街地活性化に関する各分野の専門家を派遣し、TMOの組織体制の整備、商業ゾーンの方向性、商業機能の整備、その他各種ソフト事業の実施等に係る指導・助言を行う。 自己負担等：派遣期間が15人/日までは無料。それを超える分に対しては、謝金の1/3を自己負担(最長180人/日) |

(2) 市町村に対する支援策

| 支援策 | 事業内容 |
|-------------------|--|
| 基本構想策定事業 | 市町村が中心市街地活性化に関する基本計画等の作成にあたり、委員会の開催や必要となる消費者アンケート調査研究を行う場合に補助。 補助率：国1/2 市町村1/2 |
| 中心市街地活性化フォーラム支援事業 | 市町村が行う、TMO、商業者、地域住民等中心市街地活性化に関わる関係者による環境美化活動やイベントといった様々なまちづくり活動に対する支援やその総括的な中心市街地活性化フォーラムの開催に対して補助。 補助率：国1/2 市町村1/2 |

(3) 中小組合等に対する支援策

| 支援策 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 商店街等活性化支援事業 | 商店街振興組合等が行う、中心市街地や商店街における空き店舗対策、各種イベントといった商業等の活性化に資するソフト事業を支援。 補助率：国1/3 都道府県1/3 事業者1/3 |

【ソフト事業に対する支援策の拡充について】

(1)TMOに対する各支援策については、今回の政令改正によって、法定TMOとなるNPO法人等にかかる事業が新たに支援対象となります。

また、法定TMOとはならないものの、NPO法人が単独で実施するまちづくりのための活動などについても、上記の各支援策の対象となるよう、今後も引き続き検討を進めます。